

(理事、理事長及び監事の選挙)

- 第28条 理事、理事長及び監事は無記名投票による選挙により行わなければならない。
- 2 前項の投票は1人につき1票とする。
 - 3 選挙の結果最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(付則)

1. 第25条の規約を第28条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。